

西予市地域づくり活動センター市民検討委員会

検討事項 1

公民館を地域づくり活動センターへ
移行することについて

【背 景】

- (1) 急激な人口減少や高齢化により過疎化が進展し、周辺部では担い手不足による集落活動の衰退や暮らしの利便に関する不安が増大しつつある。一方で中心エリアでは市内外からの若者世帯の流入により人口が維持されている地域もあるが、人と人とのつながりやコミュニティは希薄化し、自治活動が脆弱化しているという課題がある。
- (2) 高度経済成長時において、行政サービスは充実したが、個人や地域住民が「自助」や「共助」により解決していたものまでも、「行政がやること」があたりまえとなってしまう、行政依存による陳情型の課題解決の傾向があった。
- (3) 広域な面積を有し、海・里・山といった多様な特性のある西予市では、地域課題も多種多様といえる。その課題解決には、一律的な行政サービスだけでは限界があり、既存の仕組みだけでは、あらゆることに対応できない時代に直面する。そのため地域コミュニティが主体性をもって地域特性を活かしたまちづくりに取り組む仕組みが必要であった。
- (4) その主体となる地域の「地域力」を高めるためには、自治会や各種団体、事業者、学校、行政など地域内の多様な主体による「協働」の取り組みによる課題解決型の住民自治である小規模多機能自治※1の仕組みが必要であったことから、平成 23 年度より地域発「せいよ地域づくり」事業（以下、「地域づくり交付金」という）※2により地域づくり活動を推進されてきた。（事例集より）
- (5) 小規模多機能自治が推進され、地域が主体性をもった地域課題解決に向けた取り組みが行われることで「地域力」が養われ、「自助・共助」の力を取り戻しつつある。
- (6) 地域づくり活動が活発化し、その拠点施設として利用される公民館の在り方に関して、変化を求められる時代となった。
- (7) 人口減少や経済活動の縮小に伴い、西予市全体の税収や地方交付税の削減が懸念される。今後の更なる高齢化に伴い、医療費や社会保障費の増大は必至であり、老朽化する公共施設やインフラに関する維持管理経費等においても増大すると想定されるため、中長期的な財政運営視点から行政も人口減少に立ち向かうことのできる組織体制を整備することが求められる。

※ 1 小規模多機能自治とは

概ね旧小学校区など（本市で言えば27地域づくり組織単位）の範囲において、地域内の住民や多様な主体（自治会、企業、各種団体、学校、金融、公的機関など）により構成された地域共同体が、地域の実情に応じて多様な課題解決や住民の福祉等を増進するための、課題解決型住民自治の取り組みのことをいいます。

※ 2 地域発「せいよ地域づくり」事業とは

「自分たちの地域を、自分たちの手で！」を基本理念として「自主・自立の地域づくりを推進するための事業です。従来の「補助金」ではなく、自由な発想で補助率などを制限しない「交付金」を「地域づくり組織」に交付する制度で、地域の主体性を重視し地域づくりを支援する事業です。

【地域づくりと公民館の現状】

- (1) 公民館は、長期にわたり生涯学習の拠点として、その役割を果たしてきた。また、人口減少社会においては、地域住民や各種団体及び行政が協働体制を充実させることにより、地域課題への対応や活性化への取り組みなど、公民館機能の枠を超えて取り組まなければならない時代になってきた。
- (2) 公民館に求められる活動や役割については、地域により違いがある。これらは旧町から引き継ぐものも多く、地域の長い歴史や文化、慣習によるものである。公民館の実務に違いがあり、公民館主事に対する依存にも温度差がある。行政内部においても公民館に業務を依頼することが増えてきた。(資料 21)
- (3) 多種多様な地域課題は、これまで地域づくり活動により、それぞれの地域の色で、その特性を活かし、それぞれのペースで地域づくり活動が実践されてきた。これらの取り組みの中で、企画力、実践力、組織力などの地域力が養われてきている。

平成 28 年度から創設された手上げ型交付金事業の活用が活発化し、現在では 24 の地域づくり組織が同交付金を活用し、67 事業、交付額 1 億 5 千万円を超える事業が展開されてきた。※R2.4.1 現在 (資料 24)
- (4) 地域づくり活動が活発化することで、公民館に人が集い、話し合い、地域づくりが実践されてきた結果、次の 2 つのことが見えてきた。
 - ① 主体性のある取り組みが地域活性化の原動力となっている
 - ② その活動の多くが公民館を拠点として機能している
- (5) 地域づくり活動が地域住民の主体性だけで推進されてきたかというところではなく、公民館主事や地域担当職員の支援があつて活動ができている事実もある。

【西予市が目指す地域づくり活動センター】

- (1) 公民館活動等のほか従前の機能を維持しつつ、地域づくり・まちづくりを推進する施設へと役割を変えていくものであり、社会教育施設から住民自治の拠点への転換を意味する。地域づくり活動センター(以下、センターという)に移行しても生涯学習・社会教育は市長部局が推進する。
- (2) 全国における公民館のセンター化への取り組みは、公設民営といった姿であり、市職員及び行政業務の撤退が既定路線である。これによりセンターの運営において完全な自治型のセンターとなり、より自由度の高いセンター運用が可能となる。しかし、当市が目指すセンターは、地域住民と行政とが共存し、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治を目指すものである。
- (3) 公民館が、教育委員会の所管から市長部局へ移行することで、他分野(まちづくり、観光、産業、防災など)における一体的な地域振興が図れるものである。
- (4) 地域づくり活動が、より推進される場所であり、それを支える事務局体制を強化する。また、それに併せ地域の身近な困り事がセンターで相談できる行政の組織体制及び環境整備を図るものである。つまり、センター化は、地域による主体性をもった地域づくり活動をより支援する環境整備であり、地域を現場で支える体制づくりである。
- (5) 社会教育法の縛りから解かれ、施設内での経済活動などが取り組めるようになり、より自由度の高い施設利用が可能となる。
- (6) 多様な人財が集い、話し合いが行われることで地域課題を共有し、その課題解決に向けて協働する実践の場である。
- (7) 既存の団体や地域行事、各種イベントなど地域住民が真に必要なだと思う活動を自分たちが主体となり推進していく姿が求められる。人口が減り、若者が減ってもなお組織や役職は継続されている傾向にあり、実情にそぐわない現状があることから、センター化に伴い、人口減に見合った活動ができるよう自分たちが必要かつ継続できる活動へと見直す機会となる。
- (8) まちづくりや地域の課題解決に熱意をもって活動している人財を必ずしも

十分に生かしきれていない。また、スポットの当たっていない潜在的な人財、そして新たな担い手など幅広い世代の多様な専門性をもつ人財の発掘・育成の場となり、それぞれの分野で活躍に導くことのできる機会を創出する場である。（若者だけでなく、元気な高齢者も担い手となりえる）

- （９）人口減少に立ち向かうことのできる基盤強化は、地域住民だけに求めるものではなく、行政も人口減少に立ち向かうことのできるまちづくりを目指した組織の体制整備を図るものである。

○社会教育法第 23 条第 1 項の制限

第 23 条 公民館は次の行為を行ってはならない。

- 1 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

（以下 略）

①（仮称）地域づくり活動センターの名称について

現在、仮称として「地域づくり活動センター」といった名称で小規模多機能自治活動拠点施設整備事業を進めております。これは、地域づくりと名称を付することで、施設の目的や機能を理解して頂けるものと命名したものです。

施設の名称は、住民に関心を引き付ける重要なものであると考えています。そこで、委員の皆様には施設名称についてご意見を頂きますよう宜しくお願い致します。

他自治体参考)

- ・ 市民センター
- ・ 市民交流センター
- ・ 交流センター
- ・ 市民協働センター
- ・ 活動センター
- ・ コミュニティセンター
- ・ 自治センター
- ・ 地域交流センター